

保護者の皆様へ

横浜市こども青少年局保育・教育運営課長

緊急事態宣言の延長（令和3年9月12日まで）における市型預かり保育事業及び 2歳児受入れ推進事業の対応について（依頼）

日頃から、幼児教育関連事業の運営にご協力いただき、ありがとうございます。

令和3年8月17日付で政府による「緊急事態宣言」が延長され、対象期間は令和3年9月12日までとされましたが、幼稚園・認定こども園における市型預かり保育事業及び2歳児受入れ推進事業（以下、「市型預かり保育等」という。）は原則、事業を実施し、引き続きご利用いただけます。

一方、市内でも新規感染者が増え続けていることや、8月に緊急事態宣言が出された後も園児の感染の増加傾向が続いていることを踏まえ、ご家庭での保育が可能な場合に市型預かり保育等をお休みしていただくよう引き続きお願いいたします。また、改めてのお願いになりますが、特にお子様に発熱等の風邪の症状がある場合等には市型預かり保育等をお休みするなど、基本的な感染対策を行うことへのご協力をお願いいたします。

なお、市型預かり保育の満3歳児の利用及び2歳児受入れ推進事業については、令和3年8月20日から令和3年9月12日（緊急事態宣言期間終了）までの間、お休みした場合には、利用料を還付する対応といたします。

1 市型預かり保育等の利用にあたってのお願い

ご家庭での保育が可能な場合には、市型預かり保育等をお休みしていただくようお願いいたします。

また、保育が必要な方においても、必要な日及び時間でのご利用を改めてお願いいたします。

（ご協力をお願いしたいことの例）

- ・発熱や咳、くしゃみ、鼻水等の風邪症状がある場合にはお休みする
- ・仕事がお休みの日などにはお休みする
- ・在宅勤務の日については、通勤に要していた時間帯を除き、勤務時間に応じた利用とする など

※保護者が在宅勤務・テレワークであっても、オンライン会議や対外的な調整業務等のため家庭での保育が困難な状況により、保育を必要とする場合があることから、保護者の方からお申し出があった場合には必要な時間の保育を提供していただくよう園にはお願いしています。

また、改めてのお願いになりますが、感染拡大防止のため、以下に該当する場合は、園へのご連絡にご協力をいただきますようお願いいたします。

【園児】

- ① 発熱等の症状が見られた場合
- ② 新型コロナウイルス感染症に関して、濃厚接触者に特定された場合
- ③ PCR検査・抗原検査等の新型コロナウイルス感染症に関する検査を受ける場合
- ④ ③の検査結果が判明した場合

【園児の家族】

- ① PCR検査・抗原検査等で陽性の判定が出た場合

2 利用料について（市型預かり保育の満3歳児の利用及び2歳児受入れ推進事業のみ）

令和3年8月20日以降、お休みした園児の保護者に対しては、その日数に応じて利用料を減額することとし、後日還付いたします。

登園状況については本市が利用園に確認いたしますので、保護者の皆様に行っていただく手続き等は原則ありません（必要な場合は個別にお送りします）。

実際の還付時期については利用園によって異なりますので、詳細は別途お知らせいたします。

<担当連絡先>

保育・教育運営課幼児教育係

671-2085